

須恵町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

須恵町の人口は、近年緩やかに増加傾向にあり、直近10年間で、人口は1.06倍（H17:25,600人 → H27:27,263人 平成17、27年度国勢調査）に増加している。

しかし、生産年齢人口（15歳～64歳）は（H17:17,128人 → H27:15,705人 平成17、27年度国勢調査）減少傾向となっている。

次に産業別就業者数で見ると、農林業の第一次産業が1.0%、建設業と鉱工業からなる第二次産業が25.8%、第三次産業が73.2%（平成27年度国勢調査）で第三次産業の従事者数が増加傾向となる一方、第二次産業の従事者数は減少傾向となっている。

現在、町内の中小企業数はやや減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

須恵町の産業は多岐にわたり、多様な業種が経済、雇用を支えているため、多様な産業の幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

須恵町の産業は広域に立地している。これら町内のすべての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、須恵町全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

須恵町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間（令和5年7月31日～令和7年7月30日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定に寄与する事についても本計画にて配慮すべき事項であり、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。